

広報せと

昭和54年度区長会開く



四月二十三日瀬戸町中央公民館におきまして、昭和五十四年度区長会が開かれました。地区と町行政を結ぶパイプ的な役割の区長さんが決まりました。この一年間、ご活躍いただくわけですが、各種行政に関する役場からの願いや、町民からの要望などが、みな1人1人に処理されますよう、ご協力をお願いします。

新区長さん紹介  
三机東 清上 介  
三机西 今田 水六  
三机南 泉 久六  
松之浜 泉 久六  
高浦 小玉 義  
佐成振 佐々木 元  
雄夫 次市 久弘 八郎 弘

人権モデル指定町

わたしたちの町は今年から(二年間)人権モデル町に指定されました。これを機会に次の方々を人権擁護推進委員に委嘱致しまして、人権擁護推進協議会を結成し私達の生活の基盤でもある人権の共存についてモデル町として啓発し住みよい町づくりに御協力いただくことになりました。ついては住民ひとりひとりにおいても人権の尊重につ

委員長  
副委員長

- 星坂 福西 五本 坂本
- 加本 島田 内島 井内
- 朝道 信義 清幸
- 雄睦 剛行 男 俊充

いて深いご理解と認識をいただきたいと思います。

委員長

- 金岡 石見 徳野 大野 松本 福村 野村 吉田
- 岡本 見野 野野 藤野 藤野 島中 中村 見中
- 照司 忠多 金久 久正 萬壽 久正
- 清八 延喜 子雄 三郎 正満

国民年金の保険料は、お早目に三〇〇〇円ですが失業や少収入の方は、申出によって、保険料が免除される場合があります。七月までに手続きをすれば、今年の四月分から向う一か年間有効です。

保険料が免除されると、老令年金は、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますが各種の国民年金は納めたと同様に受ける権利がありますから滞納のままにせず、必ずお住まいの市町村役場にお申出下さい。なお、保険料を納められるようになったら、すぐ納めて下さい。十年以内の分は、旧保険料でさかのぼって納められます。ごまわしい事は、福祉課年金係まで相談下さい。

国民年金

●注意しましょう  
特例納付(その一)  
無年金者の救済措置として、昨年の七月一日から二年間、特例納付が実施されています。この措置は、過去二回行われましたが、今回が最終的な救済措置といわれています。そこで、今回、免除の追納と特例納付の関係について説明します。

特例納付を先行すると、免除の追納ができない事例として、免除された保険料の追納は、老令年金や通算老令年金の受給権が発生したときまではできません。このため、下表事例1のよう、二年の特例納付すると二年の納付済期間と七年の免除期間とで、老令年金の特例支給(大正五年四月一日まで)に生れた人は年令に応じて四年一か月から七年一か月に期間が短縮される。その受給要件を満たすため、その後の免除の追納はできなくなり、特例納付を先行させ、特例納付を完了して、金免除期間を六十五才以後の納付によって受給権が発生する場合は、特例納付によって受給資格期間を満たしたときと規定されています。

事例1 大正2年7月2日生れ (特例支給 6年1か月以上)

未納5年	免除7年	55才	55才
		7才	20才
		65才	特例納付(2年)
受給権発生	55.7.20		
支給開始	55.8		
年金	2年と免除7年分		

したがって、下表事例2のよう追納したとしても、その時点で老令年金の特例支給の期間は満了することになり、それが特例納付でなく追納ということから、受給権は発生しません。事例1のように特例納付を二年分納めたとしても、この時点でも受給権は発生しません。なぜなら、追納によって、老令年金の特例支給の資格期間を満たしてしまっているからです。

事例2 大正2年7月2日生れ

未納5年	免除7年	55才	55才
		7才	20才
		65才	特例納付(2年)
受給権発生	55.11.20		
支給開始	55.12		
年金	7年と免除5年分の年金		

●保険料免除の手続きは、お早目に国民年金の保険料は、お早目に三〇〇〇円ですが失業や少収入の方は、申出によって、保険料が免除される場合があります。七月までに手続きをすれば、今年の四月分から向う一か年間有効です。

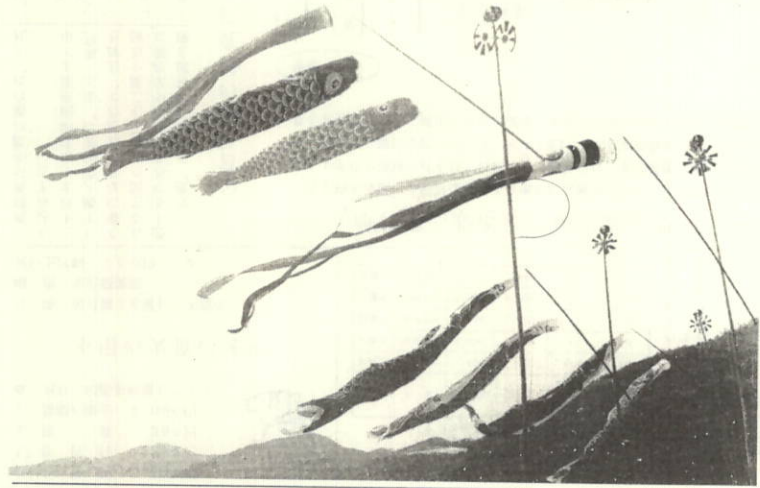
5月 '79 広報せと



人口  
(4月末日現在)

世帯数	1,465戸
人口	4,264人
男	1,943人
女	2,321人

昭和54年5月10日 発行：愛媛県西宇和郡瀬戸町 編集：瀬戸町総務課



子供の幸せを考える年



この機会にわたしたちは子供たちの世界を直視し、そのありのまま姿を理解するとともに、新しい親子関係のあり方を見いだしたいものです。

国際児童年



国際児童年1979

関連記事(三ページ)に記載

# 昭和53年度電源立地促進対策 交付金事業紹介

この事業は、電源三法の一つである発電用施設周辺地域整備法によって、発電所周辺地域における公共用施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電施設の設置を円滑化することを目的に交付されるお金で事業を行っているものです。

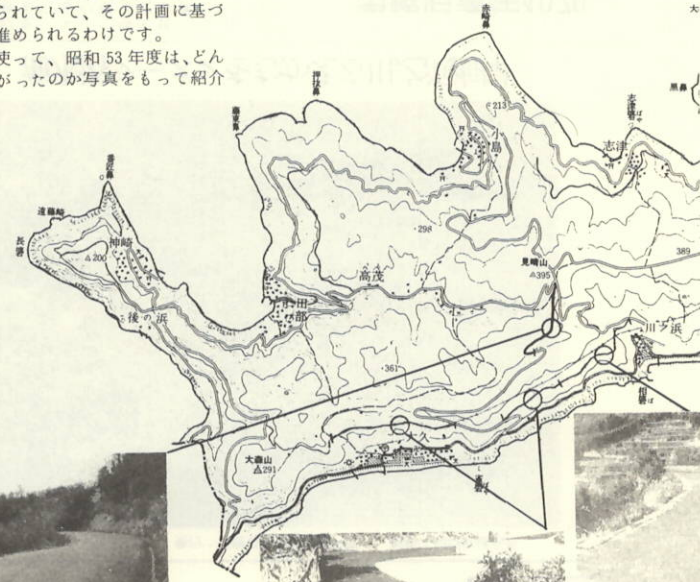
本町では、伊方原子力発電所一号炉、二号炉の交付金（総額974,906千円）が交付されるわけです。

そこでこの予算をどのような事業に使うか整備計画がたてられていて、その計画に基づいて町づくりが進められるわけです。

この交付金を使って、昭和53年度は、どんな施設ができたかというのが写真をもって紹介します。



9 火葬場新設工事  
鉄筋コンクリート平家建  
外、炉新設、敷地造成  
事業費 31,775,750円



8 町道みもとり大久線舗装新設工事  
L = 1,327.0 m W = 4.0~8.6 m  
事業費 24,238,000円



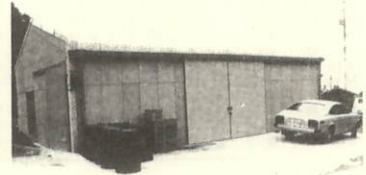
7 町道大久ヒラへ線舗装工事  
L = 2678.2 m W = 2.2~11.5 m  
事業費 28,067,000円



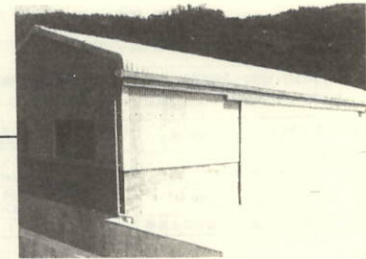
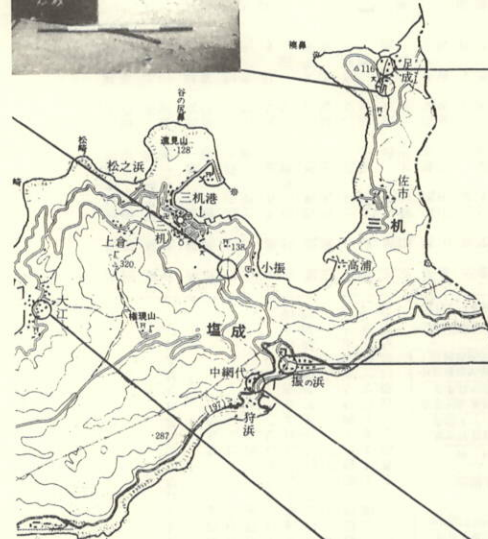
6 川之浜コア  
L = 1,400 m<sup>2</sup>  
事業費 10.



4 下水排水路整備事業（足成）  
水路工 6ヶ所 L = 450.7 m  
事業費 6,225,000円



1 農産物共同集荷所工事（足成）  
鉄骨造り平家建 床面積 99.00 m<sup>2</sup>  
事業費 3,825,000円



2 農産物共同集荷所工事（塩成）  
鉄骨造り平家建 床面積 98.00 m<sup>2</sup>  
事業費 4,500,000円



5 下水排水路整備事業（大江）  
水路工 4ヶ所 L = 383.8 m  
事業費 5,944,000円



3 下水排水路整備事業（塩成）  
水路工 6ヶ所 L = 991.4 m  
事業費 15,141,000円

### 昭和54年度第一回個人住宅等の 融資申込受付はじまる

融資予定戸数、申込受付期間は次表のとおりです。

#### 1. 個人向け融資

貸付けの種類	融資予定戸数	申込受付期間	申込方法
一般住宅建設資金 (一般貸付け)	130,000 <sup>円</sup>	5.5.1～5.5.31 但し、受付期間中であっても融資予定戸数に達した時は締め切ること がある	受付日曜で遺児会館特選による行う
販売住宅購入資金	2,000		
大規模住宅建設資金	19,000	5.5.4～5.5.1.31 但し、5.5.1.31以前に 起算日は上段と同様	
住宅改良資金	30,000	5.5.4～5.5.1.31 但し、起算日は上段と同様	
新築住宅資金	20,000	5.5.4～5.5.2.29 但し、起算日は上段と同様	
住宅積立郵便貯金 (預金者貸付け)	11,000	5.5.4～5.5.1.31	
一般住宅建設資金 (その他の特種融資対り)	18,000	5.5.4～5.5.1.31 但し、災害 の災害にあっては5.5.3.31まで	

#### 2. 民間賃貸住宅等融資

貸付けの種類	融資予定戸数	受付期間
土地担保賃貸住宅建設資金 (経営アパートを建設する場合)	10,000 <sup>円</sup>	5.5.4～ 5.5.6.30
商業労働者住宅建設資金 (従業員住宅を建設する場合)	1,000	5.5.4～ 5.5.1.31
中高層建築物建設資金 (店舗事務所付などを建設する場合)	30,000	5.5.4～ 5.5.6.30

住宅相談についてはテレホンサービスをご利用下さい。0878(21)9696～8  
又は、「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関へお問い合わせ下さい

#### 郵便局だより



大久郵便局は、郵便、郵便貯金、生命保険などの事業を通じて皆様方に奉仕し、社会の発展、福祉の向上等に寄与させていただいておりますが、今後ともより

昭和五四年三月三十一日付で大久郵便局長に前仲元局長の後任として西川泰徳氏が就任いたしました。



よいサービスを提供し、皆様のお役に立ちたいと思っておりますので、何とぞお願ひ申し上げます。

◎ 今回の公定歩合の引上げに伴い郵便貯金の利率が五月七日より左のとおり引き上げとなりました。

通常貯金 ○・四八％  
積立貯金 ○・七二％  
定期貯金 ○・七五％

くわしくは窓口でお尋ねください。

#### 【催 劇】



人々のうごき

#### 【出 生】

#### 【死 亡】